

平成18年度定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果について次のとおり公表しました。
佐監公表第2号

平成19年3月22日

佐渡市監査委員 清水 一次

佐渡市監査委員 本間 勇作

平成18年度定期監査 結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1. 監査の実施期間

平成19年1月10日～2月9日

2. 監査の対象

総務課、防災管財課、財政課、企画振興課、税務課、環境課、高齢福祉課、社会福祉課、観光課、商工課、建設課、議会事務局、学校教育課、文化振興課、消防本部、農業委員会事務局

3. 監査の方法

あらかじめ指定した様式により提出された監査資料に基づき監査を行い、必要に応じ関係書類の提出および関係職員の説明を求め、予算の執行および事務処理の適否について監査を行った。

4. 監査の結果

平成18年4月1日の組織機構の改革により部制に移行したことに伴い課・

局の数が32となり、単年度では調査できず平成19年度に分けて監査することとした。平成18年度は補助金制度を重点項目のひとつとして実施した。全部署が監査対象でなかったが、確認した事項について述べるものである。

今回監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に指摘する事項もあり、その都度関係職員に対し改善または検討を要望した。

特に、前年度繰越未済額および補助金制度の事務処理について改善を望むものである。

5. 指摘事項

(1) 繰越未済額の事務処理について

特別会計を合わせた平成17年度からの繰越未済額は総額7億1千5百万円にのぼることは決算審査において指摘したとおりであり、収納事務に努力されていることと推察するが、今回はそれぞれの歳入科目毎に未済額の事務処理に目を向けてみた。

官庁会計における繰越未済の一般的な事務処理は、前年度においてすでに繰越未済の場合は4月1日に調定を行い、新たに繰越未済が生じた場合は出納閉鎖後の6月1日付で追加調定すべきものと思慮する。

税については前述の事務処理であ

たが、「保育料」「公営住宅使用料」については、財務会計システムでの予算管理・調定がされず、別システムにより管理されていた。従って、第三者によるチェックがなされない状況である。

今回、監査対象外の部署や特別会計を含め検証を行い、予算管理や収納事務の適正化のため、早急に事務の改善を望むものである。

(2) 補助金制度と事務処理について

平成18年度の一般会計当初予算における「負担金・補助金」の合計額は38億8千万円と歳出予算の約85%を占めている。

そうした状況を鑑みて定期監査のテーマのひとつとして補助金について調査した。

佐渡市補助金交付規則第3条によれば、補助金の名称や補助率等は別に定めることとなっており、要綱や要領、取扱規程等に委ねられている。したがって、補助金の交付部署においては各補助事業の要綱・要領等の整備は必然といえる。

今回の調査は、あらかじめ提出された補助金額200万円以上の事務事業37件を対象とした。結果、補助金交付要綱等の定めがないもの17件あったが、そのうち14件は県等他団体の補助金交付要綱を準用して補助していた。また、要綱に決められた率以上に補助金を交付していたもの7件あった。事務事業の処理状況については37件のうち25件調査した。その結果は、単純

な事務処理未済・受付印、決裁日、決裁印漏れ等)が多数見受けられた。また、補助金交付規則第14条では実績報告に対する事業の適正調査が規定されているが、その対応状況を書類上確認できなかった。事業内容による検査調査等の要否についても検討された。

最近、特にコンプライアンス法令順守)が言われている。佐渡市全体として再認識し、順守すべきことと思慮する。

補助事業全体について、行政改革課を中心に見直し作業を進めていることであり、早急に市としての基本線(目安)を設定すると同時に、関係部署においては要綱や要領、取扱規程等を作成することにより、市全体として均衡の執れた運用を望むものである。

(3) 財産管理について

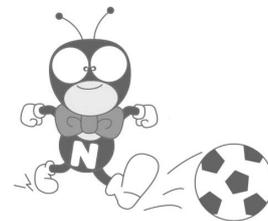
市有財産はいつまでもなく、市民の税金により取得したものであり、これらの財産管理事務は重要である。今後、導入も考えられるバランスシートの作成には欠くことのできない要素であり、適正な基本財産の管理が求められている。

まず、財産の把握につとめられ、適正管理を望むものである。

また、借り受け財産の賃借料がまちまちであるので、佐渡市の基本方針を策定し、契約更改時に順次改定されるよう努力されたい。



学生納付特例制度について



日本に住むすべての人は20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生の方で本人の所得が一定以下の場合には申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

保険料を未納にしておきますと、もしもの時の障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

◆対象の学生

大学(大学院)、短期大学、海外大学の日本分校(認可されている大学)、高等学校(夜間・定時制・通信制課程を含む)、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生

◆申請方法

学生が住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は社会保険事務所から届くか、または市役所市民課国民年金担当にあります。

◆必要な添付書類

- ・年金手帳
- ・学生であることを証明する書類
(在学証明書または学生証の写しを持参してください)
- ・前年に所得のあった方は、所得の状況を明らかにすることができる書類
(源泉徴収票、所得証明書等)
- ・退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類
(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

◆過去に学生納付特例で猶予されていた方へ

学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納といいます)。追納することによって、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。ただし、3年目以降追納する場合は当時の保険料に加算金がつきますので、就職等された後に古いものからの「追納」をおすすめします。

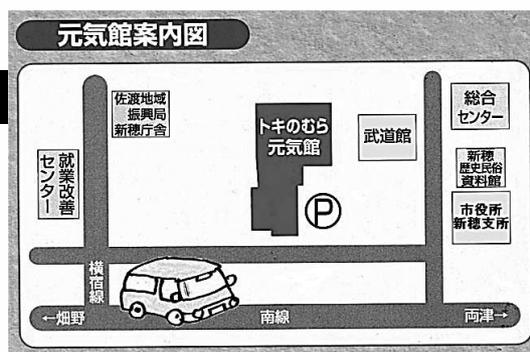
6月の定例社会保険事務相談所

年金相談などお気軽にどうぞ

トキのむら元気館 (新穂瓜生屋362番地1)

20日(水) 受付 午後1時30分～3時30分

21日(木) 受付 午前9時～11時



お問い合わせ

- ・市役所 市民課 ☎63-5112
 - ・各支所 市民課 国民年金担当係
- または
- ・新潟西社会保険事務所 ☎025 225-3001

ねんきんダイヤル

- ・年金請求などに関する相談 ☎0570-05-1165
- ・年金を受けている方の相談 ☎0570-07-1165

おわびと訂正

4月号の「年金だより」に誤りがありました。

- ・第2号被保険者が会社等を退職し、配偶者の扶養になるときの届出先誤 市役所市民課 国民年金担当 正 配偶者の勤務する事業所
 - ・新潟西社会保険事務所が開設する毎月の年金相談等の会場「トキのむら元気館」の電話番号を案内していましたが、電話回線は廃止となっています。
- お問い合わせ等は新潟西社会保険事務所までお願いします。



みんなの協力で美しい佐渡の海岸・湖岸を取り戻そう!

昨年の一斉海岸清掃の様子
(佐和田地区)

「佐渡市一斉海岸清掃」に参加しましょう

とき 6月30日(土)・
7月1日(日)
のどちらかに実施
場所 島内の海岸

佐渡島は四方を海で囲まれた自然豊かな島です。近年、大量のごみが海岸・湖岸に漂着しており、佐渡の景観や環境を大きく損なっています。そこで、佐渡の美しい海岸・湖岸を取り戻すため、一斉清掃を実施します。みんなで参加しましょう。この一斉清掃にご協力いただける集落および市民の方や事業所、NPOを募集します。7月1日・2日にかけて「海ごみサミット・佐渡会議」が開催されます。詳しくは、市報さど6月号でお知らせします。

お問い合わせ
市役所 廃棄物対策課 ☎63-5140

参加しましょう



**不法投棄は
犯罪です!**

5月30日から6月5日は
「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です

市では、この期間、集中的な監視パトロールを行います。不法投棄をした場合、法律により、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。絶対にやめましょう!!

19年度 総会のようす



いと違って
います。また
忙しい中
地道な活
動ですが、
会員の皆
さんの活
躍が少し
でも市民
の方に反
映される

願っています。皆さんのご協力をお願いいたします。

平成19年3月末現在の総会員数は518名と大所帯になりましたが、各支部活動を継続しながら徐々に二つにまとめた活動もできるよう努力しました。

佐渡ではNPO法人新潟県消費者協会と連携していくために、島内8支部(両津・相川・佐和田・金井・新穂・畑野・真野・小木)で構成する「佐渡市消費者協会」を立ち上げ、加入しました。

今年度は、新潟県消費者協会が設立して満40周年の節目の年を迎え、このたびNPO法人化となりました。今後さらに多種多様にわたり事業を行うことになり、組織の成長を会員一同喜んでおります。

佐渡市消費者協会 会長 小林 睦子

「佐渡市消費者協会」設立

こちら消費者協会です

ことを願うとともに、佐渡市の発展に寄与したいと考えているところです。ご存知のとおり、4月1日から行われている「レジ袋ゼロ運動、マイバックキャンペーン」は、消費者協会の先輩たちが十数年かけて取り組んでこられた「3R削減対策」の一環です。これは、「美しい島 佐渡、トキと共存できる島」を目指し、島内の消費者協会・商工会・婦人会・行政が連携し、新潟県下で初の「3R削減対策」が実現したものです。歳月はかかりましたが他市に比べ、佐渡市の連帯感の強さを表現できたものと思います。

人間が作り上げた便利さや豊かさがレジ袋に象徴され、その数が島を汚染してきたと想像できます。また、このほか佐渡の自然を損ねている自動車の排気ガス、大型「3R」の不法投棄、下水道の未整備、食の安全に関わる問題等、難問が山積しています。今更

で以上に、佐渡市民一人ひとりの意識の向上を図り、レジ袋ゼロ運動の成果と共に、市民と行政が二つになり解決策が見つかるよう、努力していきたい

と思っています。皆さんのご協力をお願いいたします。

と思っています。皆さんのご協力をお願いいたします。

と思っています。皆さんのご協力をお願いいたします。

と思っています。皆さんのご協力をお願いいたします。

と思っています。皆さんのご協力をお願いいたします。



トキ 野生復帰にむけて

30

環境省佐渡自然保護官事務所が

開所しました

トキの野生復帰に向けてがんばります！

4月17日に環境省関東地方環境事務所佐渡自然保護官事務所が開所しました。事務所は同じ日に開所した野生復帰ステーション内に併設されています。

全国各地にある自然保護官事務所では、国立公園（28か所）や国指定鳥獣保護区の保護・管理、自然とのふれあいの推進、希少な野生動植物種の保護・増殖等、自然環境の保全に関する業務を担当しています。

このような中、佐渡自然保護官事務所は全国で72番目の自然保護官事務所として新設されました。今後、トキの野生順化訓練についての計画づくり、普及啓発、国指定小佐渡東部鳥獣保護区の保護・管理など、トキの野生復帰に向けた取組みについて、佐渡市の皆さまと一緒に頑張ってまいります。

職員は自然保護官、野生生物専門

員、自然保護官補佐の3名です。新

米の佐渡市民ではありませんが、精一

杯がんばってまいりますので、よろ

しくお願いします。



お問い合わせ

環境省佐渡自然保護官事務所

(新穂正明寺1277番地)

☎ 22 3372

*** 自己紹介 ***

自然保護官(レンジャー) いわさ ゆうき 岩浅 有記



佐渡市の皆さま、はじめまして。この4月に東京から来たばかりですが、お米と水がおいしく、海あり山ありで美しい島!というのが佐渡の第一印象です。

私のふるさとである四国・徳島の風景と似ているところも多く、心がやすらぎます。とはいえ、トキの放鳥は目の前に迫っており、そのために準備すべきことはたくさんあります。皆さまにご指導いただきながらがんばってまいりますので、よろしくお祈りいたします。

野生生物専門員 こしだ ちえこ 越田 智恵子



佐渡に赴任する前は茨城でサギの繁殖地消長に関する研究を行っていました。住みはじめて日は浅いですが、佐渡の美しさに感動しました。より

多くの方々に佐渡の魅力を知っていただくためにも、地域の皆さまの活動に参加させていただき、トキの野生復帰に向けて一助となるように頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

自然保護官補佐(アクティブレングャー) ふかい まゆみ 深井 真由美



私は自然が大好きで最近では特にバードウォッチングを中心にやっていました。地元の方と一緒に、トキ野生復帰に向けてがんばってき

たいと思います。元気が取り柄ですので、見かけたら気軽に声をかけて下さい。よろしくお願いいたします。

☆ お知らせ

野生復帰ステーションは今年5月31日まで一般公開されています。午前9時から午後4時まで観察棟内部や各ケージを

外から見学することができます。

お問い合わせは野生復帰ステーション

(☎24 6151)までお願いします。

